

○京都府自治会館管理組合の休日を定める条例

(平成 8 年 1 月 19 日 条例第 2 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、京都府自治会館管理組合（以下「組合」という。）の休日に関し定めるものとする。

(組合の休日)

第 2 条 次の各号に掲げる日は組合の休日とし、組合の執務は原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、組合の休日に組合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。